

第 5229 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2015年)平成27年 5月21日 木曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

⇨ 定時株主総会の開催

Q：当社では、定時株主総会を開催しておりませんが、何か罰則規定とかあるのでしょうか。期限を過ぎても開催してもいいのでしょうか？

A：取締役に対して過料が課せられます。

【解説】

定時株主総会とは、事業年度終了後に株主に対して事業報告をして計算書類の承認などを得るために行う株主総会をいい、開催時期は定款において定められています。

中小企業の場合は、手順を踏んで株主総会を行っているところはほとんどなく、開催期日についてもあまり意識したことがないかもしれませんが、定時株主総会を所定の時期に開催しなかった場合には、取締役等に対して100万円以下の過料が課されることとなっていますので注意しておいてください。

また、定款に記載された定時株主総会の開催時期までに株主総会を開催せず、期限を徒過して定時株主総会を開催した場合には、全株主が同意する場合を別として、召集手続きが定款に違反しているとして、株主総会決議取消の訴えが提起され無効になってしまうこともありますので、注意しましょう。

なお、定款に記載された定時株主総会の開催の定めは、株主総会の特別決議によって変更することができますが、一般的には、法人税の申告期限(事業年度終了の日の翌日から2か月以内又は提出期限の延長が認められる3か月以内)としているケースがほとんどです。

